

民事訴訟手続のIT化（中間試案）

民事裁判手続のIT化（中間試案）

我が国の現状

- 2004 オンライン申立て等を認める法改正
（最高裁規則で認められた範囲のみ）
- 2006 支払督促についてオンライン申立てを導入
（現状）

- ① オンラインでの訴えの提起はできない
- ② 裁判所へのウェブ参加は限られた場面のみ
- ③ 訴訟記録の管理は紙ベース

※ 諸外国では 裁判手続のIT化が進展

諮問までの経緯

- 2017.6
閣議決定「未来投資戦略2017（成長戦略）」
- 2018.3
内閣官房「裁判手続等のIT化検討会」報告書
- 2019.12
「民事裁判手続等IT化研究会」報告書

法制審議会（現在）

- 2020.2
法務大臣が法制審議会に諮問
- ① 訴状等のオンライン提出 “e提出”
 - ② ITを活用した口頭弁論期日 “e法廷”
 - ③ 訴訟記録の電子化 “e事件管理”

↓
民事訴訟法（IT化関係）部会の調査審議
（計9回）

↓
2021.2（予定） **中間試案**の取りまとめ
その後 パブリックコメント

中間試案の概要

訴えの提起から判決までを 全面的にIT化する

1 訴状等のオンライン提出 “e提出”

- (1) 訴状等のデータをインターネットでサーバに記録
- (2) データがサーバに記録されたことをメールで相手方に通知
⇒ 裁判所のサーバにアクセスして閲覧（システム送達）

2 ITを活用した口頭弁論期日 “e法廷”

- (1) 当事者双方が口頭弁論等の期日へのウェブ参加可
- (2) ウェブ尋問の要件を緩和し、利用場面を拡大
- (3) ITツールを利用した新たな審理モデル
⇒ 当事者の意向が合致すれば原則6か月以内に審理を終結

3 訴訟記録の電子化 “e事件管理”

- (1) 記録を電子化し、当事者はインターネットでも裁判所のサーバにアクセスして閲覧・ダウンロード可
- (2) 判決データに改変を防ぐ措置を施すなどして記録化

スケジュール（目標）

（2020.7 閣議決定「成長戦略フォローアップ」より）

- | | |
|--------|--|
| 2022年度 | ・ 部会における要綱案決定，法制審議会答申
・ 改正法案の国会提出
・ ウェブ会議等を用いた双方不出頭の争点整理の実現 |
| 2023年度 | ・ ウェブ会議等を用いた口頭弁論の実現 |
| 2025年度 | ・ 訴状を含めたオンライン申立て，記録の電子化の実現 |

1 訴状等のオンライン提出

(1) 訴えの提起, 準備書面の提出

現状

- 訴状等の提出は, 裁判所に持参・郵送する方法のみ

(目標)

- 2021年度中に準備書面等のインターネット提出を導入予定

(2) 送達

現状

- 住所等への書面の郵送



(3) 手数料等の電子納付

現状

- 印紙を貼り, 郵便切手を納める

2 ITを活用した口頭弁論期日

(1) 口頭弁論, 争点整理手続

現状

- 口頭弁論は裁判所への出頭必要
- 弁論準備手続は少なくとも一方の裁判所への出頭必要

試案の内容

- 訴状等のデータをインターネットでサーバに記録

更に検討

- 【甲案】 原則インターネット提出に限定
- 【乙案】 弁護士等はインターネット提出に限定
- 【丙案】 インターネット提出に限定しない

試案の内容

- データがサーバに記録されたことをメールで相手方に通知
⇒ 裁判所のサーバにアクセスして閲覧・ダウンロードすることにより送達
- いつまでも閲覧されない場合への対策
⇒ 1週間経過したときは閲覧したものとみなす

試案の内容

- Pay-easyによる電子納付に一本化

試案の内容

- 口頭弁論・弁論準備手続のいずれも, 当事者の双方ともウェブ参加可



(2) 証人尋問等

現状

- 証人が尋問期日に裁判所へ出頭するのが原則(例外 遠隔地居住, 証人威迫のおそれ)
- 合議体の裁判官全員又は受命裁判官が現地で検証

(3) 新たな訴訟手続

現状

- 裁判開始時に紛争解決までの期間の予想が困難

3 記録の電子化

(1) 記録の電子化

現状

- 訴状, 準備書面, 書証などの訴訟記録を紙で管理

(2) 判決

現状

- 紙に裁判官が署名押印
- 判決書を郵送(裁判所でも受領可)

(3) 訴訟記録の閲覧等

現状

- 当事者・利害関係人は裁判所に赴いて紙の記録を閲覧・コピー
- 利害関係のない第三者は裁判所に赴いて紙の記録を閲覧

試案の内容

- 年齢・心身の状態等から出頭困難な場合や, 裁判所が相当と認め, 当事者に異議がない場合にも, ウェブを利用した証人尋問可
- 裁判所外の証人や検証物の取調べを, 現地に行く裁判官と裁判所にいる裁判官とで協働して行う手続を新設(ハイブリッド方式)

試案の内容

更に検討

- 【甲案】 審理期間を6か月とする手続の創設(一方当事者の申出及び相手方に異議がない場合)
- 【乙案】 当事者の共同申出により審理計画の策定を必要とする
- 【丙案】 新たな訴訟手続を設けない

試案の内容

- 訴訟記録を電子データで一元管理
- 音声読み上げ機能が必要とする方がいる場合に, これに対応するファイル形式の提出を求めめることも可能

試案の内容

- 判決データに改変を防ぐ措置を施すなどして記録化
- 判決データがサーバに記録されたことをメールで当事者に通知

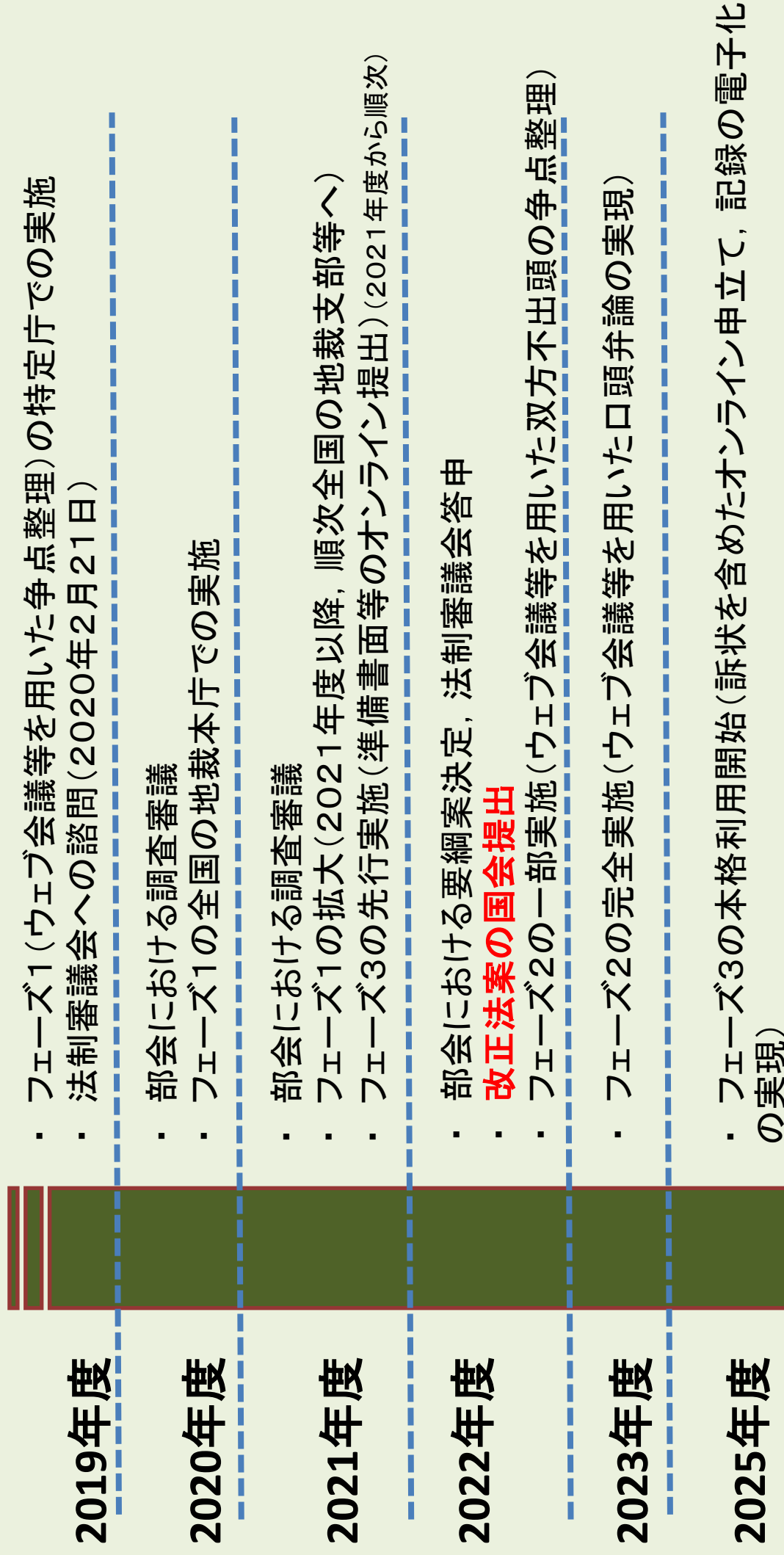
試案の内容

- 当事者・利害関係人は, インターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧・ダウンロード可

更に検討

- 【甲案】 判決・調書・主張書面については, 誰でもサーバにアクセスして閲覧可
- 【乙案】 利害関係のない第三者は, サーバにアクセスして閲覧不可(裁判所に赴いての閲覧に限定)

実現までの工程表(目標)



「成長戦略フォローアップ」(2020)では、**民事裁判のIT化は段階的に実現していくこととされている。**